

令和7年度　さいたま市立馬宮西小学校　いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

「さいたま市立馬宮西小学校いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針（改訂版）」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにするために、家庭や地域と協力しながら「いじめの防止」・「早期発見」・「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめの問題に係る事件・事故を、「対岸の火事ではない」という危機感をもち、「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつこと。
- 2 いじめを発見したら、「抱きついてでも」止めること。
- 3 いじめられている児童を絶対に守り抜くとともに、いじめられた児童に徹底的に寄り添い、迅速に組織で対応すること。
- 4 学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげること。
- 5 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応すること。
- 6 生命・心身に重大な被害が生じた疑いのある重大事態には、関係機関と必ず連携すること。
- 7 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整えること。
- 8 教師自らの体験を語るなどして、児童に将来への希望が生まれるよう働きかけること。
- 9 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、人権教育等の充実を図り、児童への指導を組織的に行うこと。
- 10 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係機関との連携を図ること。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。たとえ、「けんかやふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも3か月を目安とする。）

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。（本人及びその保護者に、面談等により確認する。）

Ⅳ 組織

いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」等第22条）

- 1 目 的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- 2 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各担任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、研修主任、学校地域連携コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、PTA会長、民生児童委員、自治会長、警察関係者、学校運営協議会委員
※構成員は、必要に応じて定例会等に出席する。

3 開 催

- （ア） 定 例 会 （学校運営協議会と兼ねて開催）
- （イ） 校内委員会（生徒指導委員会と兼ねて開催）
- （ウ） 臨時部会 （必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

4 内 容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCA サイクルの実行を含む）

子どもいじめ対策委員会

- 1 目 的：いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくらうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- 2 構成員：代表委員6年生、代表委員5年生、代表委員4年生
- 3 開 催
 - （ア） 定 例 会 （代表委員会と兼ねて開催）
 - （イ） 臨時部会 （必要に応じて、業間休みや昼休み等で開催）

4 内 容

- (ア) いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
- (イ) 話し合いの結果を学校に提言する。
- (ウ) 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

いじめに向かわない態度・能力の育成等の「いじめが起きにくい」「いじめを許さない」環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、具体的な指導内容のプログラム化を図る。

道徳教育の充実

1 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教員の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

2 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とのかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

令和7年6月1日(日) ～ 6月30日(月) 1ヶ月間

○実施要項に基づき、児童の実態に応じて、以下のすべての内容に取り組む。

- ・「児童生徒啓発ポスター」を活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンの作成及び掲示
- ・代表委員会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長による講話や、生徒指導主任による全体への指導
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・学校だより等による家庭や地域への広報活動

「人間関係プログラム」を通して

1 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 各学期はじめに、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手がもっと話したいと思う話の聴き方」、「上手な断り方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

2 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

3 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各担任が学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

○児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼のできる大人に相談することができるようにする。

○授業の実施

1年	困ったときは言ってみよう	11月	2年	困っている友達の力になろう	11月
3年	いやな気持ちを伝えよう	7月	4年	友達の助けになろう	6月
5年	悩みと上手に付き合おう	6月	6年	友達のよい相談相手になろう	6月

メディアリテラシー教育を通して（「携帯・インターネット安全教室」の実施）

○児童の情報活用能力向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。

○授業の実施： 6月（中・高学年対象）

教育相談週間を通して

○1学期・2学期に教育相談週間を設定し、児童と担任（担任以外の職員も含む）が1対1で面談をすることで、児童の細かな心の変化も感じ取れるようにする。

○児童一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるよう、所属感や自己肯定感を高めるようにする。

○実施の時期： 6月（児童と担任の面談） 10月（児童と担任を含めた職員の面談）

生活科の取組を通して

○2年生活科「明日へジャンプ」の単元で、児童が、入学してからの自分の成長を振り返り、自己存在感や自己肯定感を育成するとともに、自己を支えてくれている人々や命の尊さについて学ぶ。

○授業の実施： 2月（2年生）

縦割り活動の充実を図る

○異年齢集団の活動の場を確保することで、集団の一員として、協力してよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的・実践的な態度や、対人関係をつくり集団の中で自己を生かす能力を育成する。

○実施の時期： 縦割り遊び 年間6回（5月・6月・9月・11月・1月・3月）
縦割り飼育 10グループで回す（通年）

Ⅵ いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

日常の児童の観察

1 早期発見のポイント

○児童のささいな変化に気付くこと。

○気付いた情報を共有すること。

○情報に基づき、速やかに対応すること。

2 観察の具体的場面

健康観察： 一人ひとりの表情を確認しながら呼名をする朝の健康観察

○おはようメーター：健康や気持ちの状態の把握 等

○授業中： 姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き、机と机の距離の観察 等

○休み時間： 独りぼっち、「遊び」と称したからかいを受けている 等

○給食中： 班から机を離れている、食欲がない、当番を押し付けられている 等

○委員会・クラブ： 雑用をやらされている、ペアになれない 等

○登下校： 独りぼっち、荷物を持たされている 等

「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

1 アンケートの実施

○年3回以上実施する 4月・9月・1月 ※必要に応じて随時面談を実施する。

2 アンケートの結果を活用

○「心と生活のアンケート」結果において、以下のア～カにあてはまる児童への面談を実施する。

(ア) 信頼自己の項目が、「D」または、「E」に○がつく児童。

(イ) 元気度の該当者に○がついた児童。

(ウ) ソーシャルサポートの該当者に○がついた児童。

(エ) 設問3「生きていてもしかたがないと思う。」に○がついた児童。

(オ) 「いじめ被害」の項目に○がついた児童。

(カ) その他、日常の様子等が気になる児童。

○アンケートの結果は、学年・学校全体で情報共有する。

○実施結果に基づく面談の実施に加えて、面談の記録を残す。

「いじめに係る状況調査」の報告

○学校生活アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

○いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

教育相談週間（日）の実施

1 教育相談週間の設定

○教師が児童と面談をする教育相談週間を、年2回実施する。（6年は3回）

2 保護者が相談を行うことができる体制づくり

○保護者のための教育相談日を、年6回実施する。必要に応じて、担任等から保護者へ、面談の実施を働きかける。

○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの家庭への周知・学校だより、学年だより、教育相談便りでの教育相談日の家庭への周知を行う。

保護者アンケートの実施

1 アンケートの実施時期

○10月（学校評価の活用）

2 アンケート結果の活用

○アンケート結果を保護者へ伝え、問題があれば、具体策も併せて家庭へ知らせる。

地域からの情報収集

1 情報収集の方法

- 民生・児童委員：年に2回の民生児童委員連絡会（1・2学期当初）で、情報を収集する。
- 学校運営協議会：年に3回行う学校運営協議会のうち2回（6月・2月予定）で、情報を収集する。
- SSN（スクールサポートネットワーク）：年に2回（6月・2月予定）で情報を収集する。

保護者との連携

- 1 いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- 2 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- 3 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりした時には、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、迅速に対応する。また、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

1 学校の対応

校長	○情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、臨時いじめ対策委員会を開催する。
教頭	○当該児童の担任・当該児童・場合によっては保護者から情報を収集し、校長へ報告する。臨時いじめ対策委員会の開催日時を検討する。 ○校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
教務主任	○教頭とともに、校内・校外のいじめ対応に係る人員の配置を調整する。
担任	○学級内で「いじめは決して許さない。」という姿勢を伝える。 ○小さな事実を見逃さないように、話を聴いたり、行動を観察したりして問題をつかむ。 ○一人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、教職員間で情報を共有する。 ○いろいろな立場の子ども達がいることを理解し、それぞれの思いを捉える場を設定して対応する。 ○該当する児童の情報収集を行う。校長・教頭・生徒指導主任に状況を報告する。 出入授業・クラブ・委員会を担当する教員や養護教諭等、当該児童とかかわる職員と情報を共有する。 ○子ども同士が触れ合い、互いの理解を深める場や活動を設定する。
生徒指導主任	○児童の情報を把握できる体制づくりをする。 ○当該児童が担任する学級の児童でなくとも、必要に応じて面談や教育相談及び学習指導を行う。

教育相談主任	○教育相談主任は、過去の教育相談週間での相談内容や、「心と生活のアンケート」の結果から見える、いじめている児童やいじめられている児童への対応を検討し、いじめ対策委員会で提案する。 ○関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーや、専門機関との相談体制を整えておく。
特別支援教育 コーディネーター	○問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報を収集する。
養護教諭	○把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任、教頭、校長に伝える。 ○心身の健康状態からの児童の実態把握に努め、教職員との情報を共有し、児童の心のケアを行う。 ○信頼され、安心できる保健室の雰囲気づくりに努める。
SSW	○福祉の専門家として専門的な立場から、児童の置かれている環境に働きかけ、家庭訪問等を行う。
SC	○心の専門家として専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童のカウンセリングを行う。

2 保護者・地域の役割

保護者	○子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校へ情報を提供し、連携する。
地域	○いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合には、「いじめ防止対策推進法」「いじめの防止等のための基本的な方針」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「さいたま市いじめ防止対策推進条例」「さいたま市いじめ防止基本方針」「いじめに係る対応の手引き」及び「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」等に基づいた対応を確実に行う。

重大事態について

- 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・児童等が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・年間30日以上を目安とする。
 - ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。
 - （１）いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

(2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

【学校を調査主体とした場合】

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

【教育委員会が調査主体となる場合】

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

職員会議

- 1 「さいたま市立馬宮西小学校いじめ防止基本方針」の職員への周知徹底
○5月中に「いじめ防止対策基本法」「学校いじめ防止基本方針」を示し、共通理解を図る。
- 2 取組評価アンケートの実施、結果の検証
○職員会議において、アンケートの結果を教職員に示し、学校全体で情報を共有する。
○生徒指導委員会が主体となって、取組評価アンケートの実施と結果の検証を行う。

校内研修

- 1 授業力向上を図る研修
○学校課題研修では、「児童がわかる授業」ができるよう、教員の資質向上を図る。
○学習規律の見直しを図り、全担任がいじめの起こらない学級経営に努める。
- 2 人権教育研修
○夏季休業中に実施し、教職員の人権意識を高める。
- 3 情報モラル研修
○児童が情報社会で安全に生活できるよう、また、ネットワークの使い過ぎによる健康被害やネット依存などの悪影響を受けないよう、教員が適切な指導（危険回避の方法やセキュリティの知識・技術）ができる知識を身に付ける。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- 1 検証を行う期間：毎学期とする。

「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- 1 「取組評価アンケート」の実施
○年 1 回予定（1 2月）
- 2 いじめ対策委員会の開催
○年 2 回予定（6月・2月）
- 3 校内研修会等の開催
○学校いじめ防止基本方針共通理解のための研修（8月予定）
○生徒指導に係る伝達研修、人権教育に係る研修（8月予定）